

# 呉市空き家解体ローン利子補給事業

一戸建ての空き家の解体を支援するため、所有者等が空き家の解体に際し、金融機関から借り入れた融資に係る支払利子を助成します。

## 空き家解体ローンの支払い利子を助成



(助成額の上限) 2%に相当する額  
(助成期間) 最長5年間

### 【対象者】

- 平成28年4月1日以降に、市内にある空き家を解体するために空き家解体ローンに係る金銭消費貸借契約を金融機関と締結する所有者等

### 【補助対象経費】

- 空き家解体ローンにかかる支払利子（2%に相当する利子を上限とします。）
  - 最長5年間の支払利子（各年度ごとに助成金の申請が必要です。）
  - 金銭消費貸借契約に定められた元金・利子の返済が完了しているもの
- ※本助成金の交付決定は、金融機関での借入を保証するものではありません。  
(市の審査とは別に、金融機関所定の審査があります。)

### 【補助要件】

- 空き家解体ローンは、金融機関が発売する融資商品で、融資の資金使途が空き家の解体に限定されたもの。
- 対象者が、本市の市税を滞納していないこと。
- 対象者が、暴力団員でないこと。

## 注意

※補助金を受けようとする場合は、金融機関で解体ローンを申込む前に、申請が必要です！  
申請書は、呉市住宅政策課ホームページからダウンロードできます。  
※この助成金は、所得税法における雑所得に該当する場合があります。  
※対象は、「戸建て」の空き家となります。(マンションやアパートは該当しません。)

空き家の解体を支援します！

※その他、詳細については、お電話またはホームページでご確認ください。

呉市 住宅政策課

検索

(問い合わせ先) 呉市 住宅政策課 定住サポートセンター ☎0823-25-3394  
〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号  
<http://www.city.kure.lg.jp/soshiki/46/>